第二条第一項に次の一号を加える。

六十七　設備規則第五十八条の二の五においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

別表第一号一(3)アの表中

									○	○	○	○	備設線無の号五十第項一第条二第
									○	○	○	○	備設線無の二の号五十第項一第条二第
									○	○	○	○	備設線無の三の号五十第項一第条二第

を

	○								○	○	○	○	備設線無の号五十第項一第条二第
	○								○	○	○	○	備設線無の二の号五十第項一第条二第
	○								○	○	○	○	備設線無の三の号五十第項一第条二第

に、

	○								○	○	○	○	備設線無の号四十四第項一第条二第
	○								○	○	○	○	備設線無の号五十四第項一第条二第

を

	○								○	○	○	○	備設線無の号四十四第項一第条二第

に、

○	○	備設線無の号六十六第項一第条二第

○	○	備設線無の号六十六第項一第条二第
○	○	備設線無の号七十六第項一第条二第

										○	
										○	
										○	

										○	
										○	
										○	

										○	○
										○	○

										○	○